

特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報

議 題	新公会計制度アドバイザー会議
日 時	平成30年3月22日(木) 15時00分～17時40分
場 所	府庁本館4階 会計検査室
出 席 者	(特別顧問・特別参与)：小幡特別参与 武田特別参与 (職員等)：会計管理者兼会計局長 会計指導課 課長、課長補佐1名、主査3名、主事1名
論 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統一的な基準への対応について ・ その他
主 な 意 見	<p>資料（「統一的な基準」への対応について）について 【Ⅲ 府基準の改正可否について】</p> <p>(1. 損失補償等引当金、2. 投資損失引当金 関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府財務諸表作成基準（以下「府基準」）の策定に当たっては、民間の企業会計や国際公会計基準も参考にしながら、より府民に分かりやすい形で情報提供できるよう創意工夫を重ねてきた経緯がある。 ・ 損失補償等引当金については、偶発債務的なものも含まれており、引当金としての要件そのものを満たしているのか疑わしい。 ・ 投資損失引当金については、「著しく下落」していることの判断基準として、30%を採用しているが、民間の企業会計などと比べて一般的な基準なのかどうか疑わしい。 ・ 府基準を改正することで、統一的な基準による財務書類等との比較可能性が向上する部分はあるものの、作成単位が一般会計等に留まっており、また大半の府県が期末一括方式で作成される見通しであることから、現段階ではその効果は限定的と思われる。 ・ 府基準を統一的な基準に合わせていくことは、現段階では慎重に検討すべきではないか。 <p>(3. その他の相違点、附属明細書の対応について 関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統一的な基準により作成する財務書類等について、改めて部局への大規模な調査が必要となるものや、附属明細書の記載レベルについては、他の都道府県の動向も踏まえつつ、費用対効果も勘案しながら、慎重に対応を検討していくことが必要。

<p>結 論</p>	<p>資料（「統一的な基準」への対応について）について 【Ⅲ 府基準の改正可否について】</p> <p>（1. 損失補償等引当金、2. 投資損失引当金 関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府基準を改正せず、統一的な基準による財務書類等の注記の中でその差異について記載する。 <p>（3. その他の相違点、附属明細書の対応について 関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統一的な基準では、賞与引当金の算定に当たって、法定福利費分を含めているが、現行これを含めていない府基準については改正を検討する。 ・統一的な基準により作成する財務書類等について、改めて部局への大規模な調査が必要となるものや、附属明細書の記載レベルについては、他の都道府県の動向も踏まえつつ、費用対効果も勘案しながら、慎重に対応を検討していく。
<p>説明等資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・【資料】「統一的な基準」への対応について ・【別紙1】統一的な基準による地方公会計の整備促進について
<p>関係部局 （室 課）</p>	